

中野区立学校通学区域に関する規則の一部改正について

令和2年4月1日に上高田小学校と新井小学校を統合し、令和小学校を設置することに伴う通学区域変更を行うため、下記のとおり、中野区立学校通学区域に関する規則の一部改正を行う。

記

1 改正内容

(1) 通学区域の変更

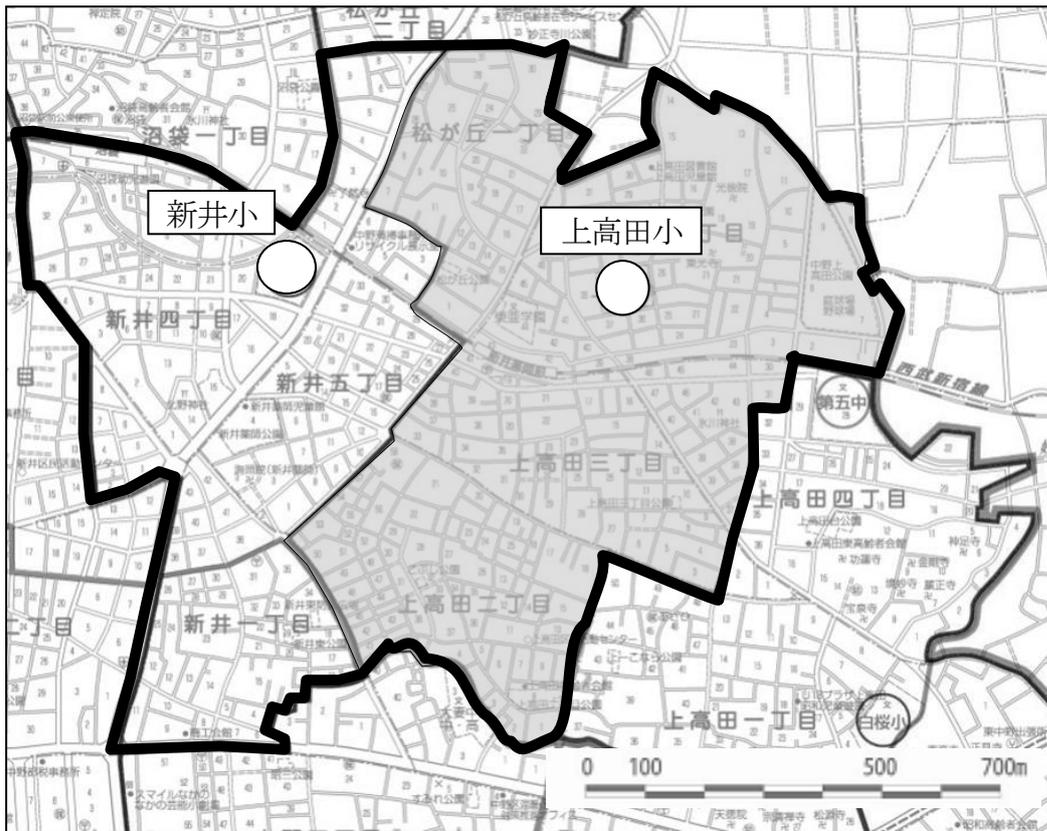
統合新校の令和小学校の通学区域を次のように規定する。

令和小学校	上高田二丁目	1番(旧水路の北側)、2番、3番(旧水路の北側)、4番から39番まで、40番(旧水路の北側)、41番から58番まで
	上高田三丁目	3番から41番まで
	上高田四丁目	30番、31番、37番から48番まで
	上高田五丁目	全域
	新井一丁目	2番(18号から24号まで、25号(私道の北側))、4番から43番まで
	新井三丁目	1番から8番まで
	新井四丁目	全域
	新井五丁目	全域
	沼袋一丁目	1番から14番まで
	松が丘一丁目	1番から31番まで
	松が丘二丁目	1番から9番まで

(2) 施行日

令和2年4月1日

2 統合新校の令和小学校の通学区域図



3 今後の予定

令和元年10月

学校、PTA、保護者等への周知